

## 奨学金給付事業

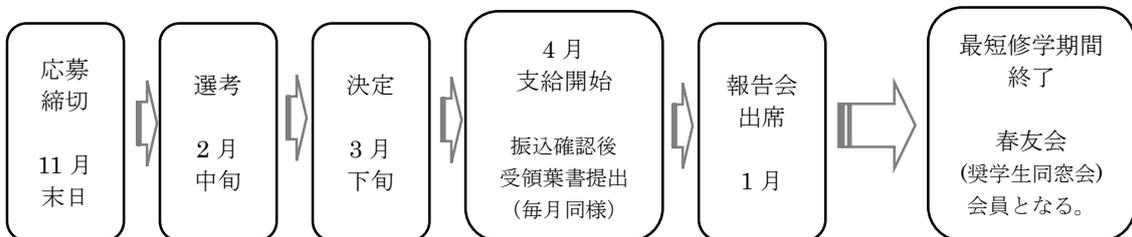
目的は、「当地域の優秀な学生で経済的援助の必要な者に対して、学費を給与し、有為な人材を育成し、教育の振興に寄与する。」ことです。

奨学生の応募資格を見直し、令和4年度募集の奨学生から

「日高・有田地方の高等学校を卒業、または同地方に住所を置き同地方外の高等学校を卒業して大学等に進学する優れた学生（学習成績の評点平均4.0以上）かつ、経済的援助の必要のある者」とします。

- ◆応募資格：日高・有田地方の高等学校卒業 又は 日高・有田地方に住所を置き同地方外の高等学校を卒業 して 大学等に進学する優れた学生（学習成績の評点平均4.0以上） かつ 経済的援助の必要のある者
- ◆募集人数：若干名
- ◆募集期間：毎年10月1日～11月末日
- ◆奨学金額：毎月3万円（奨学規程は5万円以内）、返還不要  
給与期間は大学等の正規の最短修学期間
- ◆応募手続：当該学校長の推薦が必要であるため、希望者は学校長に申し出て所定の書類を提出すること。

応募以降の流れは、次のとおりです。



日高奨学会創立からの奨学生の年度別一覧は次のとおりです。